

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程

令和2年3月17日制定

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程（平成28年3月29日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める正規職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、役職手当、資格手当、業務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第3条 給料は、給料表Ⅰ（別表1）又は給料表Ⅱ（別表2）に定めるところにより決定するものとし、給料表Ⅰは保育施設、児童厚生施設又は学童クラブに勤務する職員（以下「保育士等」という。）以外の職員に適用し、給料表Ⅱは保育士等に適用する。

（職務の級の決定）

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、級ごとの職務の区分は、給料表Ⅰ職務区分表（別表3）又は給料表Ⅱ職務区分表（別表4）に定めるところによる。

（給料月額決定）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、初任給基準表（別表5）に定めるところにより決定するものとする。ただし、職歴等の経験年数を有し、初任給基準表による格付けが他の職員と不均衡を生ずる者については、会長が別に定める基準に基づいて決定する。

（昇格）

第6条 会長は、職員の経験、技能、適格性、勤務実績等を考慮し、昇格させようとする職務の級に適合すると認められる場合に限り、その者を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表6）に定める昇格後の号給欄に定める号給とする。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として決定する。
- 3 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「2 号給」とする。
- 4 毎年 4 月 1 日後に新たに職員となった者に関する第 1 項の規定の適用については、同項中「同日前 1 年間」とあるのは「新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間」とし、第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「4 号給に新たに職員となった日から昇給日の前日までの月数を 12 月で除した数を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）に相当する号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
(給料の減額)

第 8 条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき第 23 条に定める勤務 1 時間当りの給料額（以下「勤務 1 時間当りの給料額」という。）を減額した給料を支給する。

- 2 前項の規定により給料を減額する場合において、減額すべき給料の額は、減額すべき事由の生じた給料の計算期間（以下「計算期間」という。）の分を翌月の給料から差し引くものとする。
- 3 第 1 項の規定による給料の減額は、その計算期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。
(給料の支給)

第 9 条 給料は、毎月 1 日から末日までを計算期間とし、当月 21 日（その日が日曜日、土曜日又は休日になるときは順次繰り上げる。）に支給する。

- 2 新たに職員となった者及び昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が月の途中で休職若しくは出勤停止にされた場合、休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合又は退職（死亡を除く。）した場合のその月の給料は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とした日割り計算により支給する。
- 4 職員が月の途中（月の初日を含む。）で死亡した場合は、その月の給料全額を支給する。
(扶養手当)

第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者であると会長が承認した者をいう。
 - (1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の届出）

第 11 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員が次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第 12 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届け出に係る者の全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員にさらに前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係る者の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係る者のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

3 扶養手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

(住居手当の届出)

第14条 新たに前条第1項に定める要件を具備することとなった職員は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して会長に届け出なければならない。住居手当を支給されている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合も同様とする。

(住居手当の支給)

第15条 住居手当の支給は、職員が新たに第13条第1項に定める要件を具備することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、職員が同項に定める要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を改定すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の支給額を増額して改定する場合に準用する。

3 住居手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の者を除く。）に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額

が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 2,500 円以上 31,300 円までの範囲内で通勤のため自動車等を使用する職員に対する支給額 (別表 7) に定める区分に応じた額

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 1 か月の通勤に要する運賃等の額及び前号に定める額の合計額 (その額が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額)

(通勤手当の届出)

第 17 条 新たに前条第 1 項に定める要件を具備することとなった職員は、その実情を会長に届け出なければならない。通勤手当を支給されている職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合も同様とする。

2 職員の住居地から勤務すべき事業場までの通勤距離は、適正と認める地図検索ソフトにより法人が計測するものとする。

(通勤手当の支給)

第 18 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 16 条第 1 項に定める要件を具備することとなった日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月) から開始し、職員が退職した場合はその者が退職した日、職員が同項に定める要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月) をもって終了する。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を改定すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する翌月 (その日が月の初日であるときはその日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の支給額を増額して改定する場合に準用する。

3 通勤手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

(時間外勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間が割り振られた日に時間外勤務を命じられた職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当りの給料額に 100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 (以下「深夜」という。) である場合は 100 分の 150) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、1 か月の時間外労働が 60 時間を超えたときは、60 時間を超えた時間外労働については勤務 1 時間当たりの給料額に 100 分の 150 (その勤務が深夜である場合は 100 分の 175) を乗じて得た額を支給する。

3 時間外勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(休日勤務手当)

第 20 条 休日に当たる日に勤務することを命じられた職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額に 100 分の 135（その勤務が深夜である場合は 100 分の 160）乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。
（深夜勤務手当）

第 21 条 正規の勤務時間として、深夜に勤務する職員には、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 深夜勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。
（勤務 1 時間当たりの給料額の算出）

第 22 条 勤務 1 時間当たりの給料額は、次により算出した額とする。

$$\text{勤務 1 時間当たりの給料額} = \text{給料月額} \times 12 \div (38.75 \times 52 - 7.75 \times 19)$$

（端数計算）

第 23 条 勤務 1 時間当たりの給料額及び第 19 条から第 21 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は深夜勤務手当の額を算定する場合及び給料の日割り計算を行うに当たって 1 日当たりの給料額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

2 第 8 条の規定により給料を減額する場合の基礎となる時間数及び第 19 条から第 21 条までに定める手当の基礎となる時間数を算定する場合において、当該給与期間の時間数に 30 分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数が生じたときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。

（役職手当）

第 24 条 給料Ⅰの適用を受ける職員のうち職務の級が 3 級以上で、かつ就業規則第 2 条第 1 項に定める総合職の者並びに給料表Ⅱの適用を受ける職員のうち職務の級が 5 級の者及び 4 級で職位が主任の者に対して、役職手当を支給する。

2 給料表Ⅰの適用を受ける職員の役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5 級の者 月額 45,000 円

(2) 4 級の者 月額 30,000 円

(3) 3 級の者 月額 15,000 円

3 給料表Ⅱの適用を受ける職員の役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 5 級の者 月額 52,000 円

(2) 4 級で職位が主任の者 月額 5,000 円

4 支給区分の変更が生じた場合は、発令の日の属する月から変更後の役職手当を支給する。この場合、それまで属していた区分の役職手当は支給しない。

5 役職手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

（資格手当）

第 25 条 次の各号に掲げる資格を有し、その職務に就く職員に対して、当該各号に掲げる額を資格手当として支給する。

- (1) 社会福祉士 月額 7,000 円
- (2) 精神保健福祉士 月額 8,000 円
- (3) 介護福祉士（障がい福祉施設に勤務する者に限る。） 月額 5,000 円
- (4) 看護師又は保健師 月額 30,000 円
- (5) 管理栄養士 月額 5,000 円

2 資格手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

（処遇改善手当）

第 26 条 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、保育士等に保育士等処遇改善手当を支給する。

2 保育士等処遇改善手当の月額、保育士等処遇改善手当の支給割合及び支給額（別表 8）に定める基準により、職員の職務の級に応じて給料月額に 100 分の 6 以内の率を乗じて得た額と定額との合計額とする。

3 保育士等処遇改善手当は、当月分を当月の給料の支給日に支給する。

4 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、介護事業所に勤務する職員に介護職員処遇改善手当を支給することができる。

5 介護職員処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、国の介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の処遇改善に係る制度の実施状況に応じて会長が別に定める。

（業務手当）

第 27 条 障がい福祉施設の利用者送迎バスの運転業務に従事する者に対して、運転業務手当として運転 1 回につき 500 円を支給する。

2 運転業務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（期末手当）

第 28 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは順次繰り上げる。）に支給する。

- (1) 基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 30 日
- (2) 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、支給率（6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 130）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60

(4) 3 か月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及び処遇改善手当の月額合計額とする。

4 第 24 条に定める役職手当及び第 25 条に定める資格手当の支給を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める合計額に、役職手当及び資格手当の支給額を加算した額を期末手当基礎額とする。

5 第 2 項に定める在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 就業規則第 14 条の規定により休職していた期間

(2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 条から第 9 条までの規定により育児休業又は介護休業をしていた期間

(3) 就業規則第 40 条の規定（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から同第 35 条に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間

(4) 就業規則第 66 条第 1 項第 3 号の規定により出勤を停止されていた期間

(5) 欠勤した日数

（勤勉手当）

第 29 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は休日に当るときは順次繰り上げる。）に支給する。

(1) 基準日 6 月 1 日 支給日 6 月 30 日

(2) 基準日 12 月 1 日 支給日 12 月 10 日

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、支給率（100 分の 80）を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合及び第 6 項に定める勤務成績による割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

(1) 6 か月 100 分の 100

(2) 5 か月 15 日以上 6 か月未満 100 分の 95

(3) 5 か月以上 5 か月 15 日未満 100 分の 90

(4) 4 か月 15 日以上 5 か月未満 100 分の 80

(5) 4 か月以上 4 か月 15 日未満 100 分の 70

(6) 3 か月 15 日以上 4 か月未満 100 分の 60

(7) 3 か月以上 3 か月 15 日未満 100 分の 50

(8) 2 か月 15 日以上 2 か月未満 100 分の 40

(9) 2 か月以上 2 か月 15 日未満 100 分の 30

(10) 1 か月 15 日以上 2 か月未満 100 分の 20

- (11) 1 か月以上 1 か月 15 日未満 100 分の 15
- (12) 15 日以上 1 か月未満 100 分の 10
- (13) 1 日以上 15 日未満 100 分の 5

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び処遇改善手当の月額合計額とする。
- 4 第 24 条に定める役職手当及び第 25 条に定める資格手当の支給を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める合計額に、役職手当及び資格手当の支給額を加算した額を期末手当基礎額とする。
- 5 第 2 項に定める在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
 - (1) 就業規則第 14 条の規定により休職していた期間
 - (2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 章及び第 3 条の規定により育児休業又は介護休業をしていた期間
 - (3) 就業規則第 40 条の規定（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から同第 35 条に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間
 - (4) 就業規則第 66 条第 1 項第 3 号の規定により出勤を停止されていた期間
 - (5) 欠勤した日数

- 6 第 2 項の勤務成績による割合は、100 分の 50 以上 100 分の 150 以下の範囲とする。
(派遣職員)

第 30 条 長井市から派遣されている職員の給与については、職員派遣に関する取り決めの規定による。
(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。
(委任)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前から引き続き職員として勤務する者の給料月額については、第 5 条の規定にかかわらず、それぞれの履歴に基づいて会長が決定する。
- 3 この規程の施行により支給される給料月額が、この規程の施行日の前日に支給されていた給料の額に 100 分の 93 を乗じて得た額（以下「減額限度額」という。）を下回ることとなる職員に対する給料の額は、当該下回る期間、当該職員の号給又は給料月額にかかわらず、減額限度額を給料月額とする。
- 4 長井市社会福祉協議会保育施設及び指定訪問介護事業所等に勤務する職員の給与の支給に関する細則（平成 28 年 3 月 29 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第26条第3項の規定にかかわらず、令和4年2月分及び3月分の処遇改善手当（臨時特例分に限る。）は、3月末日までに支給する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 給料表I

単位：円

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
1	164,200	199,500	227,600	254,700	276,800
2	165,300	201,200	228,800	256,400	278,700
3	166,400	202,700	230,100	257,800	280,600
4	167,500	204,100	231,400	259,500	282,500
5	168,400	205,600	232,800	261,200	284,200
6	169,500	207,100	234,300	262,700	286,000
7	170,600	208,700	235,500	264,400	288,100
8	171,500	210,200	236,800	266,100	289,800
9	172,600	211,800	238,200	268,000	291,700
10	173,900	213,200	239,400	269,600	293,500
11	175,100	214,800	240,800	271,500	295,500
12	176,100	216,300	242,000	273,100	297,300
13	177,400	217,500	243,300	275,000	299,200
14	178,800	219,000	244,600	276,700	300,800
15	180,100	220,500	245,700	278,500	302,800
16	181,700	222,000	246,900	280,000	304,500
17	182,800	223,600	248,200	281,900	306,400
18	184,100	224,900	249,600	283,500	308,100
19	185,500	226,400	251,100	285,300	310,000

20	186,800	227,700	252,600	286,900	311,600
21	188,200	229,000	254,100	288,700	313,300
22	190,700	230,600	255,500	290,300	315,100
23	193,100	232,000	256,900	292,100	316,900
24	195,600	233,400	258,500	293,800	318,600
25	198,100	234,500	260,000	295,500	320,000
26	199,700	235,800	261,700	297,200	321,600
27	201,200	237,100	263,200	299,100	323,300
28	202,700	238,200	264,800	300,700	324,800
29	204,200	239,200	266,200	302,500	326,300
30	205,800	240,300	267,800	304,100	327,800
31	207,400	241,300	269,500	306,000	329,600
32	209,000	242,300	270,800	307,700	331,000
33	210,400	243,300	272,300	309,100	332,600
34	211,800	244,500	273,900	310,700	334,100
35	213,100	245,500	275,400	312,400	335,600
36	214,400	246,500	276,900	314,100	337,100
37	215,600	247,500	278,300	315,900	338,200
38	216,700	248,700	279,700	317,400	339,200
39	217,900	249,800	281,100	319,200	340,500
40	218,900	251,300	282,700	320,700	341,600
41	220,100	252,300	284,200	322,500	342,700
42	221,400	253,400	285,700	324,000	343,500
43	222,500	254,700	287,100	325,400	344,400
44	223,600	255,700	288,500	327,100	345,300
45	224,600	256,800	290,000	328,400	345,900
46	225,900	258,000	291,400	329,700	346,800
47	226,900	259,200	292,900	330,900	347,500
48	228,100	260,200	294,400	332,100	348,200
49	229,200	261,400	295,300	333,600	349,000
50	230,100	262,400	296,700	334,200	349,700
51	230,900	263,400	297,900	335,300	350,400
52	231,900	264,400	299,500	336,100	351,000
53	233,000	265,400	300,800	337,000	351,600
54	233,900	266,300	302,100	337,900	352,200
55	234,700	267,300	303,700	338,600	352,800

56	235,500	268,600	304,900	339,500	353,400
57	236,100	269,400	306,100	340,300	353,900
58	236,900	270,200	307,200	340,900	354,400
59	237,800	271,200	308,200	341,500	354,900
60	238,500	272,200	309,300	342,200	355,600
61	239,100	273,200	310,000	342,500	355,900
62	240,100	274,100	310,700	343,000	356,500
63	240,800	274,700	311,300	343,700	357,100
64	241,700	275,700	311,900	344,300	357,700
65	242,200	276,300	312,600	344,500	358,000
66	242,900	277,100	312,900	345,100	358,500
67	243,900	277,700	313,700	345,700	359,000
68	244,700	278,400	314,300	346,300	359,500
69	245,400	279,300	314,900	346,500	359,800
70	246,100	280,000	315,500	347,200	360,300
71	246,600	280,600	316,100	347,800	360,800
72	247,300	281,200	316,700	348,300	361,200
73	247,900	281,900	317,200	348,600	361,400
74	248,700	282,300	317,700	349,100	361,700
75	249,300	282,800	318,100	349,700	362,100
76	250,000	283,200	318,600	350,300	362,400
77	250,700	283,300	318,900	350,700	362,600
78	251,300	283,600	319,300	351,100	362,800
79	252,000	283,800	319,600	351,600	363,000
80	252,600	284,100	320,000	352,000	363,200
81	253,400	284,300	320,500	352,400	363,400
82	254,000	284,500	320,900	352,900	363,700
83	254,700	284,800	321,300	353,300	363,900
84	255,400	285,000	321,700	353,500	364,100
85	255,800	285,200	321,900	353,900	364,400
86	256,500	285,500	322,200	354,400	364,600
87	257,100	285,700	322,600	354,700	364,800
88	257,900	286,000	322,900	355,000	365,000
89	258,400	286,300	323,100	355,400	365,200
90	258,800	286,600	323,500	355,800	365,400
91	259,200	286,800	324,100	356,100	365,600

92	259,700	287,100	324,400	356,400	365,800
93	259,900	287,200	324,600	356,600	366,000
94		287,400	324,900		
95		287,700	325,300		
96		288,000	325,600		
97		288,200	325,700		
98		288,500	326,100		
99		288,900	326,400		
100		289,200	326,600		
101		289,400	326,800		
102		289,700	327,100		
103		290,000	327,500		
104		290,200	327,800		
105		290,400	328,200		
106		290,600	328,500		
107		290,900	328,800		
108		291,100	329,200		
109		291,400	329,600		
110		291,700	329,900		
111		292,100	330,100		
112		292,300	330,400		
113		292,400	330,800		
114		292,600			
115		292,800			
116		293,200			
117		293,400			
118		293,600			
119		293,800			
120		294,000			
121		294,400			
122		294,600			
123		294,800			
124		295,000			
125		295,200			

別表 2 給料表Ⅱ

単位：円

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	154,400	173,400	191,400	209,100	224,300
2	155,000	174,400	192,100	210,100	225,500
3	155,800	175,200	192,900	211,000	226,800
4	156,400	176,300	193,600	212,100	227,800
5	157,100	177,000	194,500	213,000	228,800
6	157,600	177,900	195,300	214,000	230,000
7	158,300	178,800	196,100	215,100	231,100
8	159,000	179,900	196,900	216,100	232,200
9	159,500	180,800	197,700	217,100	233,300
10	160,400	181,600	198,500	218,200	234,500
11	161,100	182,700	199,300	219,200	235,600
12	161,900	183,600	200,000	220,300	236,700
13	162,600	184,300	200,800	221,400	237,800
14	163,500	185,200	201,700	222,400	238,800
15	164,400	186,100	202,400	223,500	239,900
16	165,300	187,100	203,100	224,400	241,100
17	166,100	188,000	203,800	225,500	242,100
18	166,800	188,800	204,700	226,500	243,200
19	167,800	189,500	205,600	227,600	244,200
20	168,500	190,400	206,600	228,600	245,100
21	169,400	191,300	207,400	229,600	246,200
22	170,900	192,100	208,200	230,500	247,300
23	172,400	192,900	209,200	231,600	248,300
24	173,800	193,900	210,000	232,700	249,500
25	175,300	194,600	211,000	233,700	250,200
26	176,200	195,300	212,100	234,800	251,200
27	177,100	196,100	213,000	235,900	252,100
28	178,000	196,800	213,900	236,800	253,100
29	178,900	197,600	214,800	237,800	254,100
30	179,900	198,100	215,800	238,800	255,000
31	180,900	198,700	216,800	239,900	256,000
32	181,900	199,300	217,600	241,000	256,900

33	182,600	199,900	218,400	241,700	257,900
34	183,600	200,600	219,500	242,800	258,700
35	184,400	201,300	220,300	243,700	259,500
36	185,200	201,800	221,300	244,800	260,600
37	186,000	202,300	222,100	245,800	261,300
38	186,700	203,100	223,000	246,700	261,900
39	187,500	203,800	223,800	247,900	262,700
40	188,200	204,600	224,700	248,800	263,400
41	189,000	205,300	225,600	249,800	264,100
42	189,600	206,100	226,500	250,800	264,500
43	190,500	206,800	227,500	251,600	265,100
44	191,100	207,500	228,200	252,700	265,700
45	191,700	208,100	229,100	253,400	266,100
46	192,600	208,900	230,000	254,300	266,600
47	193,200	209,600	230,900	255,000	267,100
48	194,000	210,100	231,700	255,800	267,700
49	194,600	210,800	232,400	256,700	268,100
50	195,200	211,300	233,200	257,100	268,600
51	195,700	212,200	234,000	257,700	269,000
52	196,200	212,900	234,800	258,100	269,400
53	197,000	213,300	235,600	258,600	269,700
54	197,500	213,900	236,400	259,200	270,200
55	198,100	214,600	237,400	259,700	270,600
56	198,500	215,400	238,100	260,300	271,000
57	199,000	215,900	238,900	260,900	271,200
58	199,600	216,300	239,500	261,300	271,500
59	200,000	216,900	240,200	261,600	271,800
60	200,500	217,600	240,800	262,000	272,200
61	200,900	218,100	241,100	262,200	272,400
62	201,600	218,700	241,600	262,500	272,700
63	201,900	219,100	242,000	262,900	273,100
64	202,400	219,600	242,500	263,300	273,400
65	202,800	220,000	242,900	263,500	273,700
66	203,200	220,600	243,100	263,900	274,100
67	203,700	221,000	243,600	264,300	274,400
68	204,300	221,400	244,000	264,600	274,600

69	204,700	221,900	244,400	264,800	274,800
70	205,000	222,400	244,700	265,200	275,100
71	205,300	222,800	245,100	265,600	275,400
72	205,900	223,100	245,500	265,900	275,700
73	206,300	223,700	245,800	266,100	275,900
74	206,700	224,000	246,000	266,300	276,000
75	207,000	224,200	246,300	266,800	276,200
76	207,500	224,500	246,600	267,100	276,400
77	208,000	224,600	246,900	267,500	276,600
78	208,400	224,700	247,200	267,800	276,800
79	208,800	224,800	247,500	268,000	277,100
80	209,200	225,000	247,800	268,300	277,300
81	209,600	225,100	248,000	268,600	277,400
82	210,100	225,200	248,300	268,900	277,600
83	210,500	225,400	248,600	269,200	277,700
84	210,900	225,700	248,900	269,400	277,800
85	211,200	225,900	249,100	269,500	277,900
86	211,600	226,100	249,300	269,800	278,100
87	212,100	226,400	249,500	270,000	278,300
88	212,500	226,500	249,700	270,300	278,400
89	212,800	226,700	249,900	270,500	278,500
90	213,100	226,900	250,200	270,800	278,700
91	213,400	227,100	250,600	271,000	278,900
92	213,700	227,300	250,800	271,100	279,000
93	213,900	227,400	250,900	271,300	279,100
94		227,500	251,000		
95		227,700	251,300		
96		227,900	251,500		
97		228,000	251,600		
98		228,100	251,900		
99		228,400	252,100		
100		228,600	252,300		
101		228,700	252,600		
102		228,900	252,700		
103		229,300	252,900		
104		229,500	253,100		

105		229,600	253,400		
106		229,700	253,600		
107		229,900	253,800		
108		230,100	254,100		
109		230,200	254,400		
110		230,400	254,500		
111		230,700	254,700		
112		230,900	254,900		
113		231,000	255,200		
114		231,200			
115		231,300			
116		231,500			
117		231,600			
118		231,700			
119		231,900			
120		232,200			
121		232,400			
122		232,500			
123		232,700			
124		233,000			
125		233,100			

別表 3 給料表 I 職務区分表

職務の級	職 務 の 名 称 等		
	事 務 局	障がい福祉施設	介 護 事 業 所
1 級	主事、その他の職の職務	職業指導員、生活支援員、調理員、事務員の職務	介護支援専門員、訪問介護員の職務
2 級	主任の職務	主任の職務	サービス提供責任者、主任の職務
3 級	専門員、係長の職務	専門員の職務	管理者の職務
4 級	補佐の職務	施設長の職務	
5 級	事務局長の職務		

別表 4 給料表 II 職務区分表

職務の級	職 務 の 名 称
1 級	保育士、児童厚生員、看護師、栄養士、調理師（員）、放課後児童支援員の職務
2 級	分野別リーダーの職務
3 級	専門リーダーの職務
4 級	副主任、主任の職務
5 級	園長、館長の職務

別表 5 初任給基準表

学歴免許等	初 任 給
高 校 卒	1 級 5 号
短 大 卒	1 級 15 号
大 学 卒	1 級 25 号

別表6 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	3
14	1	1	1	5
15	1	1	1	7
16	1	1	1	9
17	1	1	1	11
18	1	1	1	13
19	1	1	1	15
20	1	2	2	16
21	1	3	3	17
22	2	4	4	18
23	3	5	5	19
24	4	6	6	20
25	5	7	7	21
26	6	8	8	22
27	7	9	9	23
28	8	10	10	24
29	9	11	11	25
30	10	12	12	26
31	11	13	13	27
32	12	14	14	28
33	13	15	15	29

34	14	16	16	30
35	15	17	17	31
36	16	18	18	32
37	17	19	19	33
38	18	20	20	34
39	19	21	21	35
40	20	22	22	36
41	21	23	23	37
42	22	24	24	38
43	23	25	25	39
44	24	26	26	40
45	25	27	27	41
46	26	28	28	42
47	27	29	29	43
48	28	30	30	44
49	29	31	31	45
50	30	32	32	46
51	31	33	33	47
52	32	34	34	48
53	33	35	35	49
54	34	36	36	50
55	35	36	37	51
56	36	37	38	52
57	37	37	39	53
58	37	38	40	54
59	38	38	41	55
60	38	39	42	56
61	39	39	42	57
62	39	40	42	58
63	40	40	42	59
64	40	41	43	60
65	41	41	43	61
66	41	42	43	62
67	42	42	44	63
68	42	43	44	64
69	43	43	44	65
70	43	44	45	66

71	44	44	45	67
72	44	45	45	68
73	45	45	46	68
74	45	45	46	68
75	46	46	46	69
76	46	46	47	69
77	47	46	47	69
78	47	47	47	69
79	48	47	48	70
80	48	47	48	70
81	49	48	48	70
82	49	48	49	70
83	50	48	49	71
84	50	49	49	71
85	51	49	50	71
86	51	49	50	71
87	52	50	50	72
88	52	50	51	72
89	53	50	51	72
90	53	51	51	72
91	54	51	52	73
92	55	51	52	74
93	56	52	52	75
94		52	53	
95		52	53	
96		52	53	
97		53	53	
98		53	54	
99		53	54	
100		53	54	
101		54	54	
102		54	55	
103		54	55	
104		54	55	
105		55	56	
106		55	56	
107		55	56	

108		55	57	
109		56	57	
110		56	58	
111		56	58	
112		56	59	
113		57	60	
114		57		
115		57		
116		57		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		59		
122		59		
123		59		
124		59		
125		60		

別表7 通勤のため自動車等を使用する職員に対する支給額

通 勤 距 離	月 額
2 k m未満	0 円
2 k m以上 4 k m未満	2,500 円
4 k m以上 6 k m未満	4,200 円
6 k m以上 8 k m未満	5,600 円
8 k m以上 10 k m未満	7,000 円
10 k m以上 12 k m未満	8,200 円
12 k m以上 14 k m未満	9,500 円
14 k m以上 16 k m未満	10,600 円
16 k m以上 18 k m未満	11,800 円
18 k m以上 20 k m未満	12,900 円
20 k m以上 22 k m未満	14,000 円
22 k m以上 24 k m未満	15,100 円
24 k m以上 26 k m未満	16,100 円
26 k m以上 28 k m未満	17,100 円
28 k m以上 30 k m未満	18,200 円

30 k m以上 32 k m未満	19,200 円
32 k m以上 34 k m未満	20,300 円
34 k m以上 36 k m未満	21,400 円
36 k m以上 38 k m未満	22,500 円
38 k m以上 40 k m未満	23,500 円
40 k m以上 45 k m未満	25,400 円
45 k m以上 50 k m未満	28,300 円
50 k m以上	31,300 円

別表 8 保育士等処遇改善手当の支給割合及び支給額

職務の級	加算Ⅰ分	加算Ⅱ分	加算Ⅲ分
1 級	100 分の 5	100 分の 6	—
2 級	100 分の 3	100 分の 5	15,000 円
3 級	100 分の 2	100 分の 4	25,000 円
4 級	100 分の 1	100 分の 3	40,000 円
5 級	—	100 分の 3	—